

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告五井泰弘 意見陳述書

2020年2月7日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周

外36名

1 自己紹介

私は、第2次世界大戦終戦直後の1946年（昭和21年）、岐阜県のお寺で、8人兄弟の末っ子として生まれ育ちました。父はお寺の住職でしたが、山村の寺で檀家も少なく、両親と子供10人の大家族を食べさせていくのは並大抵ではありませんでした。乳飲み子を抱える母は「母乳の出が少なく、腹をすかしよく泣いた。」と当時を振り返り言うのを聞きました。物心つく幼少期にもお湯の中に僅かな米とサツマイモが入るだけの貧しい食事であったのは記憶しています。

中学に入った私は、社会科授業の時「日本国憲法」を習いました。先生は「日本はもう戦争はしないと書いてある。このことは覚えておきなさい。」と。そのとき私は子供なりに「貧しい食事やあんな苦労はしなくて良いのだ。」と思いました。家で父も「もう二度と悲惨な目に遭いたくない。戦争は嫌だ。」とはっきり言っていました。その頃から私の中に「戦争放棄。戦力を保持しない。」日本国憲法の素晴らしさや9条を守り平和を願う意識が芽生えたのだと思います。

大学を卒業し民間企業に就職。61歳の定年・再雇用まで勤めました。私は仕事をする一方、アフガニスタンで医療活動するNGO「ペシャワール会」の存在を知り、中村哲医師と会う機会を得ました。中村さんの生き方や活動内容を聞けば聞くほど驚きと大きな感動、共感を受けました。すぐ話は「ペシャワール会名古屋」をつくり支部結成することにまとまったのです。それは24年前の1996年、49歳のことでした。今日まで事務局長、会長をしてきました。中村哲さんは物に動じない信念、困難を乗り越える強さ、努力家で優しさを持ち合わせ、且つ哲学的文章能力がある。偉大に大がつく人物。そんな中村さんとは同年同月生まれもあり、身近で接する時間（とき）を頂き、多くを知り、物の奥深さを学び得たことは私にとって人生の財産、宝になりました。

2 海外NGO活動を通じて、実情と被害

私は1998年パキスタン、2003年と2010年アフガニスタンでボランティア活動をしてきました。いずれも治安が悪い紛争地です。

2003年12月、アフガニスタンのナンガルハル州で井戸掘りと用水路建設事業に従事する活動をしました。その時の危険な出来事をいくつかお話しします。

用水路現場の作業中、米軍ヘリから機銃掃射を受けました。物資輸送する時、米軍は川の上空を通過するのです。川は広くて見渡せるので安全な移動ルートとして使うのです。私達の現場はクナール川の大河にあり、岩の発破作業の音を銃と勘違いして銃撃したものと思われます。幸い退避中だけが人は出ませんでした、一つ間違えば大変な事態を招くところでした。私達は外務省を通じ米軍に抗議と調査を要求しましたが、返事はありませんでした。

上空を飛ぶ米軍ヘリを写そうとカメラを向けると「危ないから」と止められました。銃と見間違われる可能性もあると。このように危険と鉢合わせする事態はいつも日常的にありました。

この頃からアフガニスタン人の日本人に対する見方が変わりつつありました。つまり今までの親日的気持ちから「日本はイラクに自衛隊を派遣した国」として捉える人が増え、反感意識を持つようになり始めたのです。したがって、私達は安全面から「バザールの買い物は日本人単独でなくアフガン人スタッフと行動する。」「車両に書かれた日章旗と J A P A N の文字を消す。」などの対策を執りました。その印は守り神から標的へと変わったのです。

さらに日本人への見方が一層厳しい目になった事態がありました。2001年10月テロ特別措置法によってインド洋沖に自衛隊艦船を派遣、多国籍軍に給油を行ったことです。その油でアフガニスタンに出撃、空爆で多くの血が流れる様はアフガニスタンの人達はもとより日本人スタッフの中でも怒りが渦巻いたのは事実です。長い時間かけて築き上げられてきた親日と寛容さが失墜した時でした。

そして残念な事態が発生。2008年8月農業事業を担っていた日本人スタッフ伊藤和也君（享年31歳）が武装勢力から銃撃を受け死亡する事件が起きました。それまでのペシャワール会活動24年の中で初めての出

来事で、しかも将来ある青年を失ったことは大変ショックで言葉もありませんでした。

この事件を境に7～8名いた日本人スタッフは全員アフガンを撤退、帰国。中村哲医師のみ現地に留まり、アフガン人スタッフとともに用水路・灌漑事業を継続することになりました。困難に直面した時期ではありましたが、現地の信頼と結束で乗り切りました。

2010年2月、私は再度アフガニスタンを訪れました。我々が手がけたマリワリード用水路、モスク、マドラサ（学校）の完成式に出席するためです。治安はISの台頭などで一層悪化しており、とりわけ都市部では顕著でした。そのため行動・移動は①街に出掛けない。②車はスピードをあげて走行（時速100km）。③銃携帯のセキュリティをつける。④移動はまず先行隊が現場に行き安全を確認、無線連絡で動く、など身の安全により努める状況でした。また、⑤米軍戦車など地上車両が通過する際に遭遇した時のこと、私達の車を含めて全ての車は路肩に停車、歩く人も停止、まわりは時間が止まるが如くじっと米軍車両の通過を待つのです。動くものは撃つとのことで、携帯電話も電波妨害で通信不能。異様で緊張する経験もしました。

3 安保法制「駆けつけ警護」の危険性

2015年9月19日、参議院で安保法制が強行採決されました。「戦争法」ともいわれる安保法制は国民の多くが反対、国会周辺や全国各地では連日抗議集会が行われ、名古屋でも栄周辺や各地で昼も夜も抗議の声が上がりました。奇しくも強行採決の9月19日は私の誕生日でもあり、一生忘れられない「怒りの日」として刻まれることになりました。死ぬまで私は抗議の声を上げるつもりです。

海外でN G O活動した私の立場から、関連法の「駆けつけ警護」と「外国軍隊等を守るための武器使用」について意見を述べます。警護は「生命又は身体に対する不測の侵害危難が生ずる、又はおそれがある場合保護する活動」つまり国会答弁で言う「邦人の安全と救出」です。さらに「その業務を妨害する行為」に対し武器使用を容認する、とあります。つまり、「駆けつけ警護」は安全ですと言いながら武器を持参、使用する作戦となり、戦闘行為、奪還作戦そのものです。身の危険が極めて高まる恐れがあるので。

これまで述べた状況は、私達のような紛争地で活動する各N G Oスタッフ、フリージャーナリスト、大使館で働く公務員、民間会社のビジネスマンとその家族、留学生、また海外旅行に出かける人まで、自衛隊の派遣はいつでも多くの人を「命の危険」に晒す可能性が高いのです。生存権の権利侵害は明らかです。

4 生前、中村哲医師は安保法制に反対のメッセージ

アフガニスタンで35年にわたり医療、用水路、農業事業に取り組んできた中村哲医師が昨年12月4日、凶弾に倒れました。痛恨の極みです。享年74歳でした。丸腰のボランティア、アフガンを「緑の大地」へと、その業績は多くの人に知られるところです。偉大な人を失い残念でなりません。全国から惜しむ声が寄せられています。彼の残したものは計り知れないものです。身はなくなりましたが、私の心で生きています。これからもずっと。

中村さんはアフガンの復興と平和を願い、憲法9条を守る立場を貫いた方で、4年前の安保法制に反対するメッセージを各新聞社に出しています。中村さんと共に歩き生きてきた私の思いはメッセージと同じです。その一部を要約して述べます。

「後方支援は紛争相手に軍事同盟とみなされ日本人がテロの標的になる可能性がある。駆けつけ警護はかえって危険が増す。アフガンに米国の後方支援で来ることになれば自分たちの土地に踏み込んで来ると思い、日本人への反感を招き、矛先が向けられ危害が及ぶ。私達が現地の人々の命を守る活動をしているからこそ大事にされ守ってもらえる。それが最大の防衛です。自衛隊の武器では安全は守れない。税金でお金を使い敵意を買うようなことをするより他にすべきことがある。」

裁判長、今日は長い話になってしまい申し訳ありません。どうか私の意見陳述、そして道半ばで倒れた中村哲医師の平和を願う考えとメッセージを理解していただき、公正な判断をお願いします。ありがとうございました。

以上